

# 教育委員会定例会議事日程

令和2年5月1日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 審議案件  
教委第7号議案 令和2年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について  
教委第8号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について  
教委第9号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について  
教委第10号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について  
教委第11号議案 教職員の人事について
- 4 請願等審査  
受理番号21 教科書採択手続きおよびその運用に関する要望書  
受理番号1 2020年中学校教科書採択に関する要望書
- 5 報告案件  
教委報第1号 令和2年度歳入歳出予算案（5月補正）に関する意見の申出に係る  
臨時代理報告について
- 4 その他

令和2年5月1日

## 教育委員会定例会 一般報告

### 1 市会関係

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

○5/1 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和元年度取組状況

#### (2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

### 3 その他

## 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和元年度 取組状況

平成30年3月に策定した「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」に基づき、各取組を進めています。プランに掲げた達成目標や各取組の進捗状況について、令和元年度の実績を報告します。

### 指標①

時間外勤務月 80 時間超の教職員の割合

目標値

0%

平成31年4月～令和2年3月までの平均値

**11.6%** 小学校 5.7% 中学校 26.3% 特別支援学校 1.0%

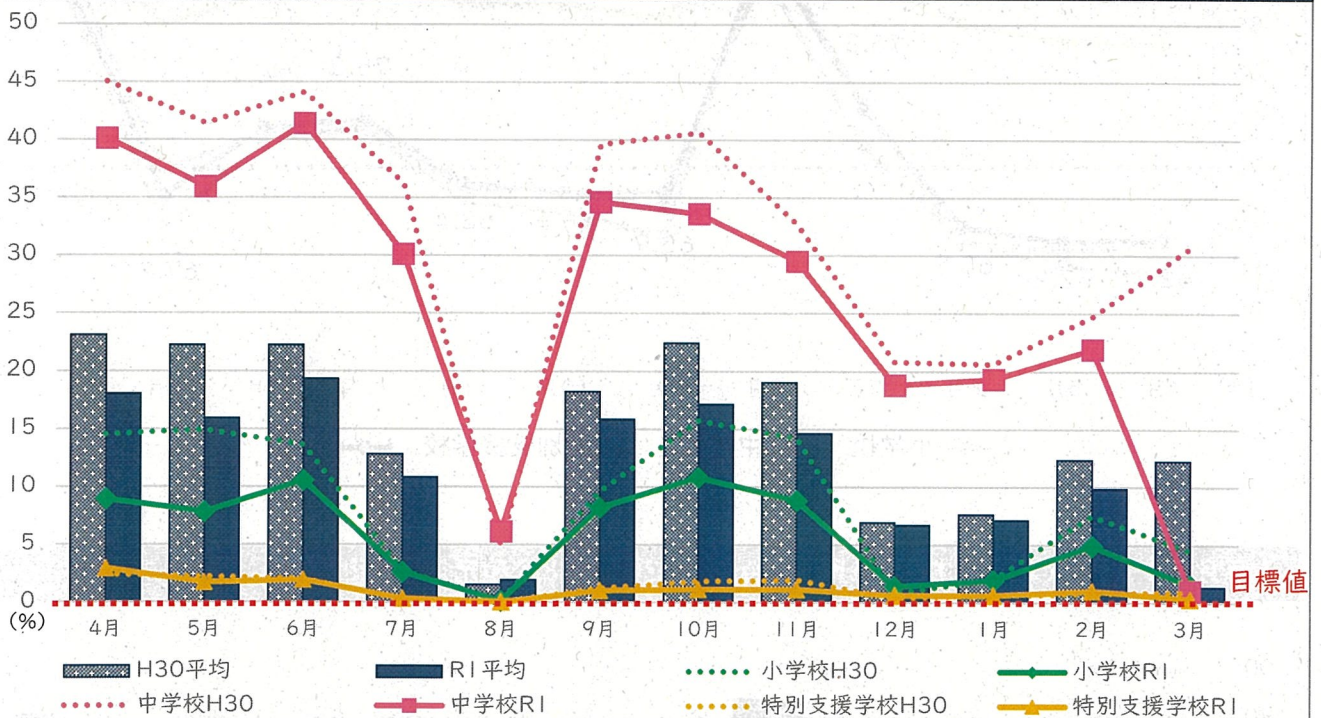
(参考)平成31年4月～令和2年2月までの平均値  
(新型コロナウイルス対策により一斉臨時休業期間中の令和2年3月を除外)

**12.6%** 小学校 6.0% 中学校 28.6% 特別支援学校 1.1%

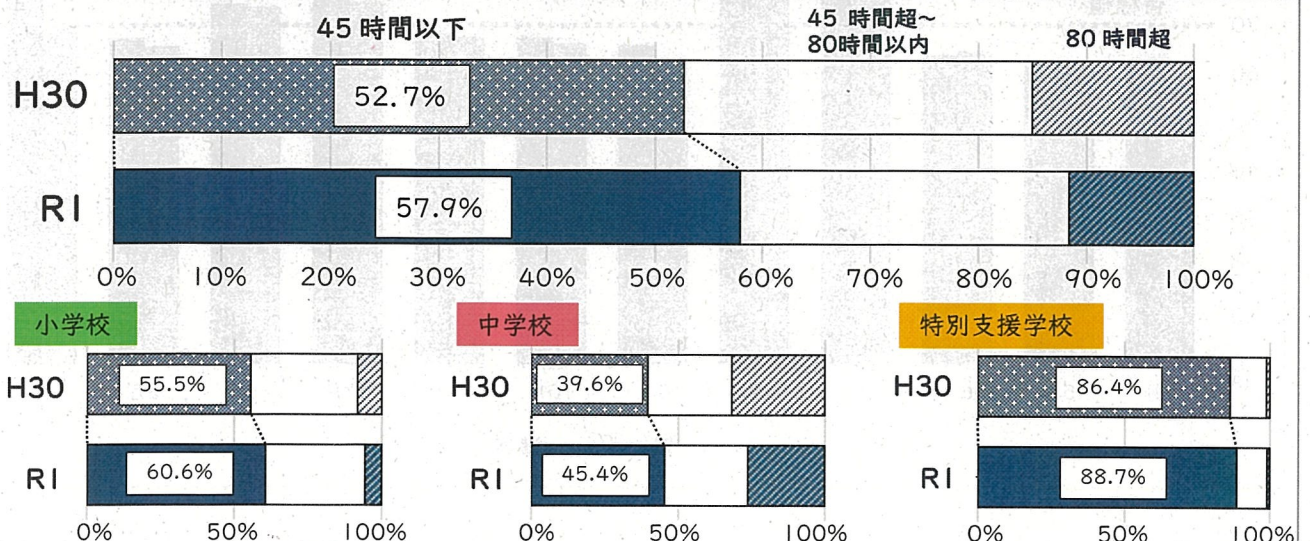
平成30年度 15.2% 8.1% 32.8% 1.2%

平成30年度と比較すると、繁忙期の時期の時間外勤務が大きく減少し、またどの校種も一年間の平均値が減少しました。時間外勤務45時間以下の教職員の割合は平成30年度よりも増加しましたが、年間平均では6割程度となりました。

### 各月の月 80 時間超の教職員の割合：平成30年度と令和元年度の比較（平均・校種別）



### 平成30年度と令和元年度の時間外勤務割合（内訳）の比較（平均・校種別）



指標②

19時までに退勤する教職員の割合

目標値

70%以上

平成31年4月～令和2年3月までの平均値

**72.5%** 小学校 71.2% 中学校 71.6% 特別支援学校 88.5%

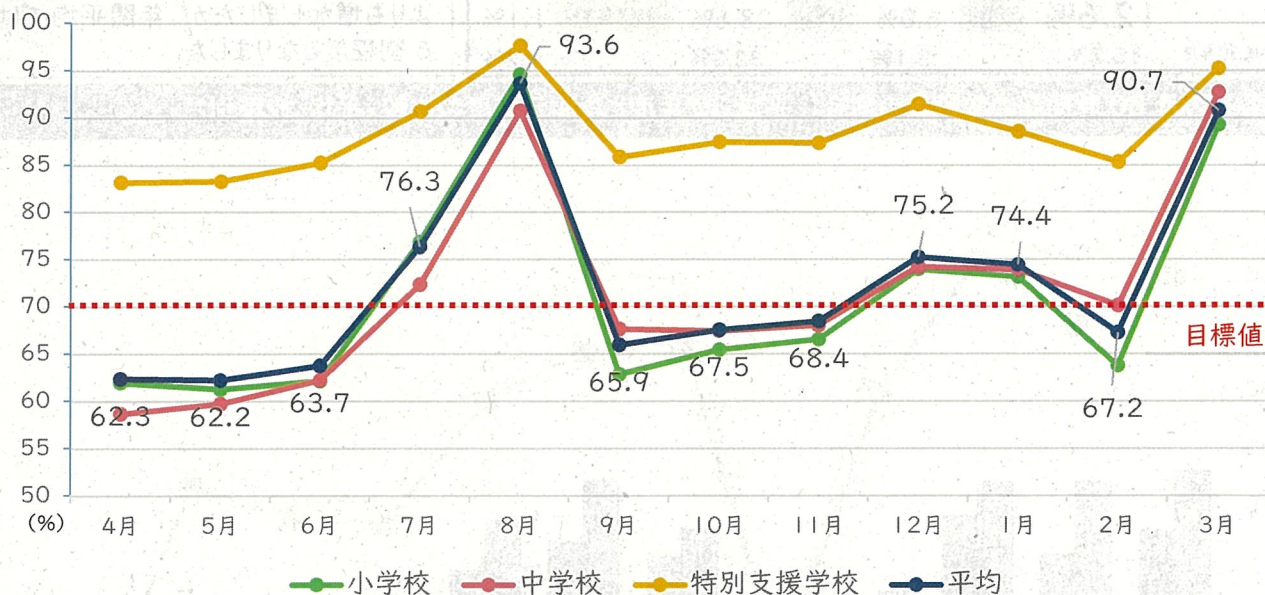
(参考) 平成31年4月～令和2年2月までの平均値  
(新型コロナウイルス対策により一斉臨時休業期間中の令和2年3月を除外)

**70.8%** 小学校 69.5% 中学校 69.6% 特別支援学校 87.9%

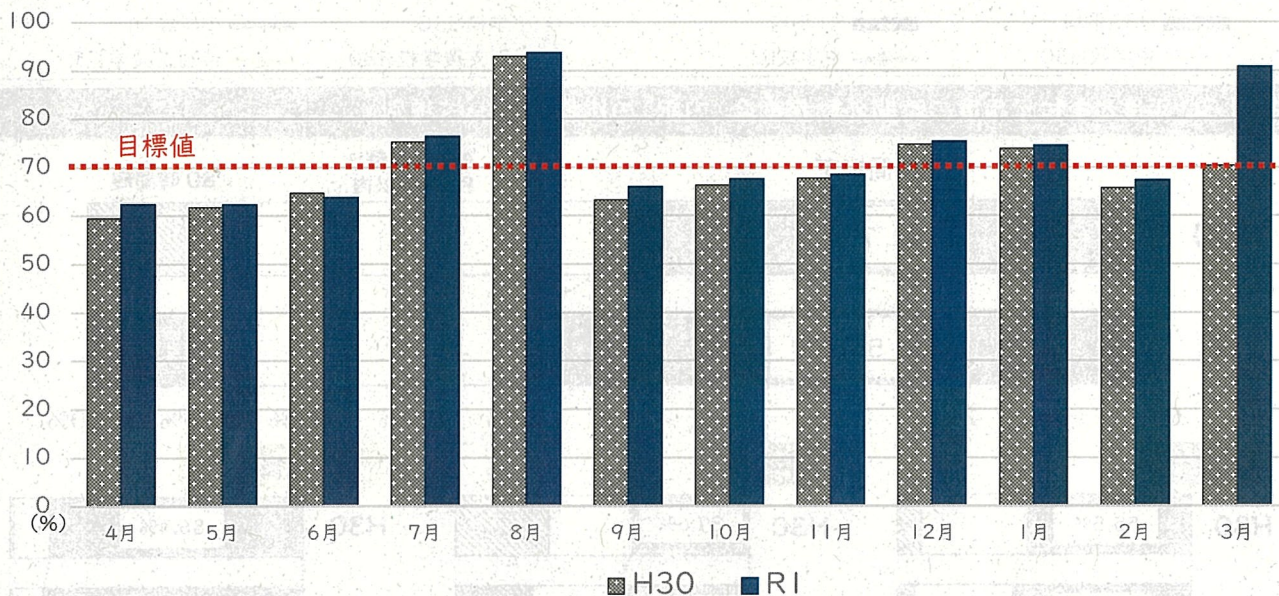
平成30年度 69.7% 68.1% 69.0% 87.6%

3月を除き19時までに退勤する教職員の割合は、平成30年度と近い結果となりました。どの校種も目標値の70%以上を達成する結果となりました。

各月の19時までに退勤する教職員の割合(校種別)



各月の19時までに退勤する教職員の割合:平成30年度と令和元年度の比較



### 指標③ 健康リスク・負担感指数割合

目標値 100 未満

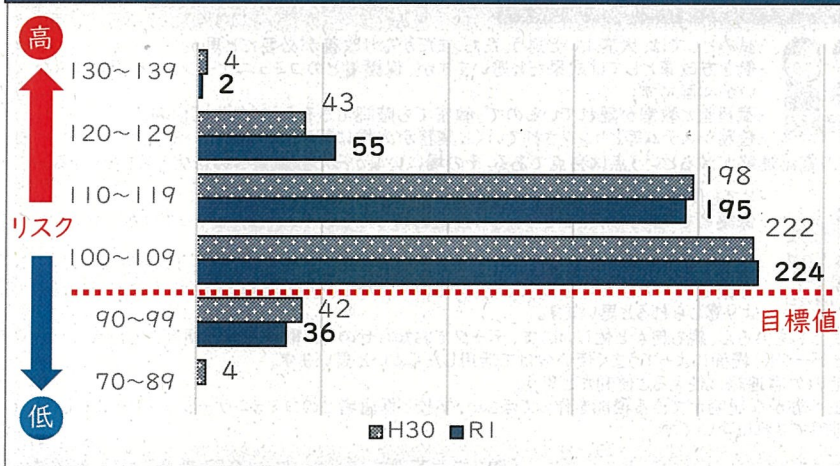
勤務時間の削減だけでなく、負担「感」の軽減にも着目し、ストレスチェックにおける「量・コントロール」の数値(仕事量やコントロール度の感じ方を指数化)を指標としています。全国平均が 100 で、数値が高いほど健康リスクが高くなります。

ストレスチェックの結果:平成 29 年度から令和元年度までの比較

年度		H29	H30	R 1
職場の リスク	総合健康リスク*	98	99	103
	量・コントロール (健康リスク・負担感指数)	109	109	109
	周囲の支援	90	91	95

※「総合健康リスク」とは、「量・コントロール」と「周囲の支援」から読み取った総合的な数値です。

量・コントロール指数 度数分布(校数):平成 30 年度と令和元年度の比較

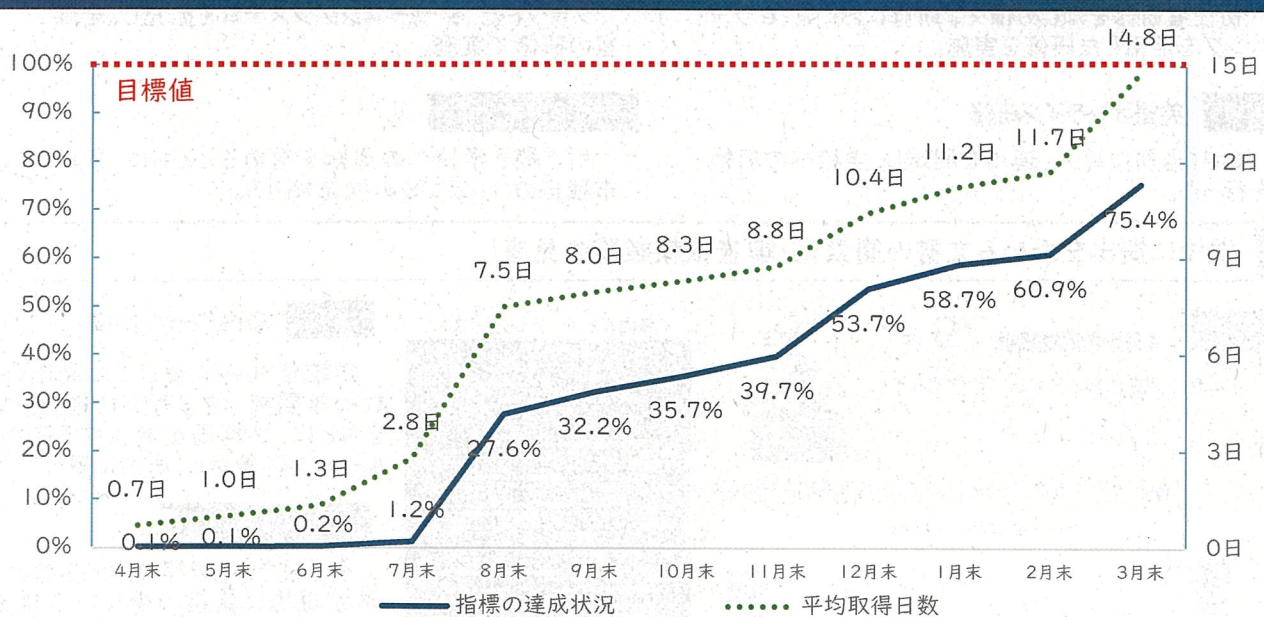


「量・コントロール」は平成 30 年度と比較して同数値になりました。  
 なお、職場の上司や同僚の支援に対する感じ方を示す「周囲の支援」の数値が高くなったことにより、「総合健康リスク」の数値は、平成 30 年度よりも高くなりました。

### 指標④ 年休取得日数

目標値 全員 10 日以上 (100%)

年休の平均取得日数及び 10 日以上年休を取得している教職員の割合



平成 30 年度と同様に、約 7 割以上の教職員が、年休 10 日以上を取得する結果となりました。長期休業期間に、教職員が年休を多く取得する傾向は変わりませんでした。

# 戦略Ⅰ 学校の業務改善支援

## (Ⅰ) ICT等を活用した業務改善支援

### ① 総合学校支援システムの構築

#### 実績 教材等共有システム

教材等共有システムの構築を行い、12月に西区で先行実施を行った。令和2年2月より、全校での運用を開始。

令和2年度予定

システムの運用・保守点検を行うとともに、より使いやすいシステムにしていくための改善等を行う。

#### 実績 学校と家庭をつなぐ情報共有システム"Bridge"

企業と協定を結び、4月からの試行を6校で行った。試行結果を検証し、令和2年度予算要求。

令和2年度予定

令和3年度の全校導入に向けて、システムの構築を行う。

#### 試行導入校の取組より

#### 試行している主な機能

##### ①24時間 欠席連絡受付



「こちらは、学校欠席・遅刻連絡専用ダイヤルです」  
「病気の場合は1番」  
「けがの場合は2番」  
「その他場合は3番まで」  
「連絡の受付は24時間です」

##### ②学校情報の デジタル配信&返信 (電子アンケートを含む)



##### ③災害時等緊急情報の 送信&返信



#### 試行導入校の声(主なもの)



##### 教職員

- ・試みとしては、大変よいと思う。ただ、まだまだ改善が必要だと思う。
- ・働き方改革としては成果だと思いますが、保護者とのコミュニケーション不足にならないか心配です。
- ・職員室と教室が離れているので、教室でも確認できるようになれば便利。
- ・校務システム等とリンクされていくと業務が大幅に軽減されると思います。
- ・朝の電話連絡が減るという点は利点である。その場になかった教職員への伝言ミスもなくなる。



##### 保護者

- ・とても便利な機能だし、学校も保護者もメリットは多いと感じる。
- ・保護者も「知らない、できない」と否定的にならないで、いろいろやってみてほしいと思う。
- ・必要だとは思いますが、子どもを通じてやりとりすることで、子どもも成長すると思う。
- ・保護者のメリットだけでなく、学校側のメリットも説明して頂けると協力の必要性をより感じられると思います。
- ・先生方はもちろん、親も何かと忙しいので、データでお知らせのやり取りは、早く便利だと思う。
- ・紙とデータと、場面によってうまく使い分けて活用したらよいと思います。
- ・部活の欠席連絡に使えると便利だと思う。
- ・先生へ細かな説明ができる機能を作ってほしい。学校と保護者とのコミュニケーションツールとしても利用できればよいです。

「働き方改革通信:Smile」No.10(2月号)より一部抜粋

### ② eラーニングシステムによる研修の実施

#### 実績 集合研修を段階的にeラーニングへ

初任者研修をはじめ様々な研修において、eラーニングを活用した研修を実施。

令和2年度予定

クラウド型 eラーニングシステムを拡充し、全課室の研修で実施。

#### 実績 英語オンライン研修

4月当初に導入、運用を開始し、学校への周知を行った。

令和2年度予定

引き続き学校への周知を進めるとともに、横浜市独自のコンテンツの拡充を図る。

### ③ 学校に提出を求める文書の簡素化・調査依頼業務の見直し

#### 資料

4月分調査依頼件数 **79** 件

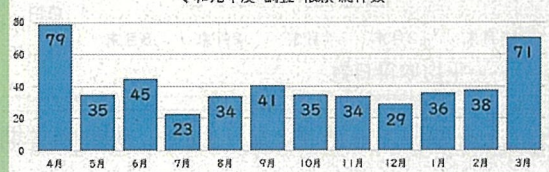
4月分調査依頼を全て紙で印刷すると

**なんと7cm**

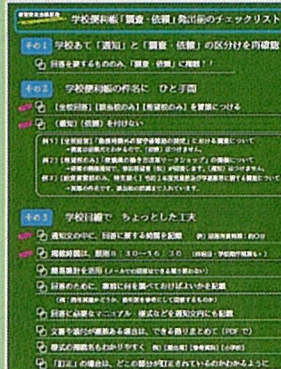


「働き方改革通信:Smile」No.2(6月号)より一部抜粋

令和元年度 調査・依頼 総件数



#### 局内ルール チェックリスト



#### 実績 局内ルール作成

学校便利帳を通じての発出件数の年間数、内容等を把握。それをもとに、事務局が発出する際のルールを再検討し、局内に周知。

令和2年度予定

引き続き、件数等の削減も含め、学校現場に負担の少ない方法を工夫。局内ルールの徹底を進めながら、速やかな改善を目指す。

## ④ 電子申請システムの活用

### 実績 電子申請システムの活用

各学校において、学校行事の保護者アンケートや学校評価等で活用。

### 令和2年度予定

引き続き、各学校での活用を促進し、効果的な活用方法について、学校と共有。

#### 学校での具体的な取組

#### 一斉臨時休業に伴う緊急受入れについて



活用してみました

学校のメール配信システム

+

YCAN 電子申請システム



- ・保護者は簡単に回答ができる。
- ・学校の集計が効率的になる。
- ・作成する調査項目の選択肢を多くすることも可能になる。
- ・電子申請システムを日頃から活用していれば、すぐに作成することができて、緊急な時にも素早く対応できる。

## (2) 働きやすい物的環境の整備

### ① 負担軽減に配慮した学校施設の建替え

#### 実績 建替え案の取りまとめ、職員室の整備水準の見直し

勤務環境の向上に資するため、移動効率のよい施設配置とする建替え案を取りまとめた。また小学校職員室の整備水準の見直しを行った。

#### 令和2年度予定

平成30年度選定した3校:実施設計着手  
令和元年度選定した3校:基本設計着手  
新たな建替校として6校選定し、基本構想に着手

## (3) 家庭と仕事の両立支援

### ① 教職員版フレックスタイム制度の試行実施

#### 実績 試行実施

全校(高校を除く)を対象に、通年での試行を実施。

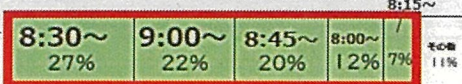
#### 令和2年度予定

全校(高校を含む)を対象に、一部内容を変更して通年での試行を実施する。  
令和3年度の本格実施に向けた課題検討を行う。

#### 試行実績と令和2年度の試行内容

##### 利用実績(12月分まで)

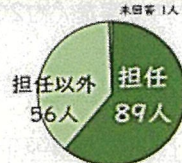
##### a 勤務パターン:勤務開始時刻



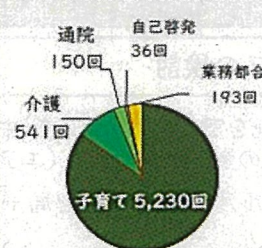
- 約9割は、8:00~9:00の時間帯に出勤
- 「児童生徒の在校している時間は勤務」というパターンを多く利用

##### b 担任の有無

担任をもちながら利用した人が6割います。(アンケート結果より)



##### c 事由別の利用回数



子育てが85%、介護が9%で、計94%を占めます。

##### d アンケート結果概要

- 非利用者から見て「不都合や他の教職員の負担」は「感じなかった」【約75%】
- 管理職から見て
  - ・「他の職員の反応」は「概ね好意的・協力的」【約63%】
  - ・「学校運営上の問題」は「問題が生じなかった」【約66%】

前記a~dから、学級担任など学校の実態に合わせた無理のない範囲での利用が多いと考えられます。

##### 学校現場の工夫や効果

- ・朝、時間に追われる精神的負担が軽減した。
- ・朝の打合せに参加できないため、情報共有にグループウェアを使った。
- ・事前にその時間(朝など)に行うことを確認し、担当できる教職員を決めておいた。
- ・負担はあるが、校内組織でやりくりして助け合っている。
- ・不安に思う保護者の方がいたが、直接お話しして納得していただいた。

##### 令和2年度 試行内容(変更点は下線)

対象職場	全ての小・中・特・義務教育・高等学校
利用要件	子育て(小学生以下、中学生)、介護、通院、自己啓発、業務都合、 <u>その他(長期休業期間:要件を限定しない)</u>
上限回数	月5回(業務都合の場合は上限なし) *子育て(小学生以下)・介護の特例措置として <u>④~⑥の場合は上限なし</u> ⑦⑧の場合は月12回 (④8:00~⑤8:15~⑥8:30~ ⑦8:45~⑧9:00~)
申請(申告)	原則2日前まで

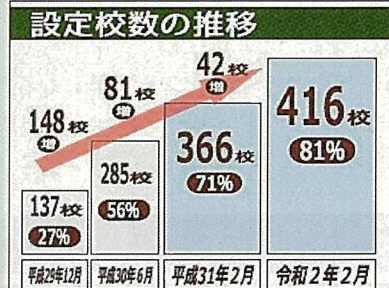
「働き方改革通信:Smile」No.11(3月号)より一部抜粋

# 戦略2 学校業務の適正化、精査・精選

## (1) 学校業務の適正化

### ① 勤務時間外の留守番電話の設定

実績



令和2年度予定

引き続き、各学校の設定状況や取組の工夫について、幅広く周知を行い、導入拡充を目指す。

学校での具体的な取組

#### 設定時刻

設定校のうち約89%が18:00~19:00に設定

令和元年度、設定時刻を早めた学校 44校

時刻	校数
18:00~	170校
18:30~	118校
19:00~	83校

どの位の時間、早めましたか?	校数
約60分	17校
約45分	3校
約30分	23校
約15分	2校

現状は、勤務時間終了後すぐ設定している学校は少なく、勤務時間終了から1時間以上経ってから設定がほとんどです。

#### 設定校からの声 (抜粋)

- 勤務時間について、教職員の意識改革**
- ・仕事の区切りが付けやすくなった。
  - ・仕事に集中できる時間ができた。
  - ・保護者への連絡を早めにするようになった。
- 保護者や地域の方のご協力**
- ・17時30分までに連絡をくれるようになった。

#### 未設定校からの声 (抜粋)

- 連絡体制の確保**
- ・勤務時間後にも保護者、関係機関等からの重要な連絡が入る可能性があるため。
  - ・緊急時の対応について、検討中のため。
- 必要性がない**
- ・設置が必要という意見が今のところ出ていないから。

【内訳】	平成31年2月	令和2年2月
小学校	306校(89%)	324校(95%)
中学校	55校(37%)	86校(58%)
特別支援学校	3校(25%)	4校(31%)
高等学校	2校(18%)	2校(18%)

小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程が含まれます。

「働き方改革通信:Smile」No.10(2月号)より抜粋

### ② 部活動休養日の設定

実績

部活動休養日の設定状況 (令和2年3月時点)

※特別支援学校については、対象の2校ともにガイドラインどおりの設定のため、省略。

	全ての部活動で設定			休養日はあるが部活動ごとに設定	その他	合計	一部の部活動で設定	未設定
	平日1日・土日1日	平日1日	土日1日					
中学校 義務後期	140校 95.2%	1校 0.7%	0校 0%	5校 3.4%	1校 0.7%	147校 100%	0校 0%	0校 0%

令和2年度予定

全校が横浜市立学校部活動ガイドラインのとおり休養日及び活動時間を設定。

## (2) 学校業務の精査・精選

### ① 教職員の業務の精査、アウトソースの検討

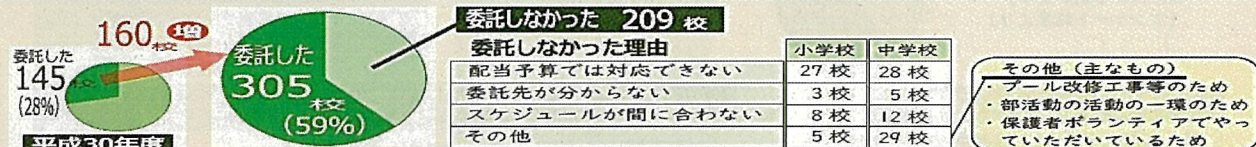
実績

305校がプール清掃の外部委託を実施(小258校・中45校・義務教育学校2校)。プール清掃以外にもアウトソースの動きが見られた(エアコン清掃、粗大ごみ・文書廃棄、害虫駆除等)。

令和2年度予定

新規事業として、プール清掃業務委託を局一括契約で実施(約200校)。

令和元年度の調査結果



「働き方改革通信:Smile」No.10(2月号)より抜粋

### ② 市主催行事や学校行事等のあり方検討

実績

全ての市主催行事について、2つの視点「新学習指導要領の着実な実施」「持続可能な教育活動の展開」を踏まえ、今後のあり方を検討。小学校体育大会について、令和3年度以降のあり方に関するアンケートの実施、意見交換。

令和2年度予定

引き続き、あり方について検討。



## 戦略3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

### (1) 教職員の配置の工夫、チーム体制の構築

#### ① 小学校高学年における一部教科分担制の導入による学年経営力の強化

**実績** 研究推進校数の拡充

「チーム学年経営サポートブック」等にて、研究成果を市内全校へ発信するとともに、国の中央教育審議会部会にて実践報告。

令和2年度予定

さらに53校を新規校として委嘱し、チーム学年経営によるカリキュラム・マネジメントを推進するとともに、全校展開に向けて引き続き研究の成果を発信。

#### ② 市費移管後の教職員配置の工夫

**実績**

児童支援専任教諭の後補充非常勤の常勤化を140校へ拡充。

令和2年度予定

140校から190校へ拡充。

### (2) 学校をサポートする専門スタッフ等の配置

#### ① 部活動指導員の配置・支援体制の構築

**実績**

147人の部活動指導員を配置。

令和2年度予定

310人に拡充。

#### ② ICT支援員派遣事業

**実績**

情報教育実践推進校(小学校2校・中学校2校)に、各校年間48回訪問。  
それ以外の小学校全校に年21回訪問。

令和2年度予定

情報教育実践推進校(中学校2校)、プログラミング推進校(中学校2校)に、各校年間48回訪問。  
小学校全校に年21回訪問。  
中学校全校にICT環境メンテナンスを年1回実施。

## コラム

### 職員室業務アシスタントの全小・中学校へ配置

※義務教育学校を含む

副校長及び教員の負担を軽減し、限られた時間の中で効率的に業務ができることを目的として、職員室における事務的な業務をサポートする職員室業務アシスタントの拡充を進め、令和元年度で全小・中学校に配置しました。今後は好事例の発信や学校現場のニーズに合った配置等について検討していきます。

一本松小のアシスタントの8:00～13:45  
基本の勤務時間 ※昇降口の閉鎖のため

一本松小のアシスタントの主な業務

- 文書印刷
- インターホン対応
- 広告・チラシの張り分け
- 地域宛ての書類送付
- 体力テストのデータ入力
- 各クラスで確認した健康観察票の回収
- 教材づくりのお手伝い など

【副校長】

- 電話対応に集中できる。
- 週に2-3日、授業まわりができる。
- 集中して事務処理ができる。

アシスタントさんから・・・

先生方に感謝されるだけでなく、自分自身の成長にもつながる貴重な経験ができています。先生方と一緒に仕事ができるのが嬉しいです。

### スクールソーシャルワーカー活用事業

多様化する課題の解消を図るためスクールソーシャルワーカーを配置し、校内体制の構築や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援しました。令和2年度は、従来の要請を受けて支援を行う派遣型から、中学校ブロックを定期的に巡回訪問して支援を行う形に転換します。

### 弁護士の活用による法律相談支援事業

小、中・義務教育学校での事件・事故等について、法律相談を通じて法的根拠に基づいて学校を支援・指導し、児童生徒の権利利益を守ることを目的に、「法律相談支援事業」を実施しています。

令和2年度からは、様々な事案の初期対応の際、学校が法的な側面から的確に対応できるよう、弁護士による学校管理職を対象とした研修を計画しています。

### 新たな日本語支援拠点施設の設置

令和2年9月に、鶴見小学校内に新たに「鶴見ひまわり」を設置し、プレクラスを実施するとともに、学校への派遣指導を試行実施します。

# 戦略4 教職員の人材育成・意識改革

## (1) 勤務実態の把握、マネジメントの推進

### ① 教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握

**実績** 高等学校にICカードによる出退勤管理の導入

高等学校への庶務事務システム導入にあわせ、11月からICカードによる出退勤管理を導入した。毎月、実績を集計し、改善状況について働き方改革通信「Smile」で情報発信した。

令和2年度予定

給特法改正や、これに基づく「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」の制定を踏まえ、データの積極的活用や情報共有を推進していく。

## (2) 意識啓発・研修

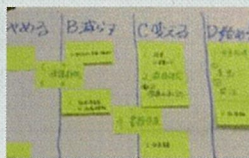
### ① 働き方改革に関する意識啓発

**実績** 教職員の働き方改革ワークショップ実施

働き方改革通信「Smile」を毎月発行し、学校における取組の好事例等の周知を行った。12月、「教員の資質・能力の向上」に係る取組発表会にて、働き方改革に関する施策などをPR。令和2年2月、「明日からの一歩へ 教職員の働き方改革ワークショップ」を実施（参加者28名）。

令和2年度予定 引き続き、学校現場への意識啓発の取組について検討。特に、一般教員への意識啓発を強化。

ワークショップの様子



業務改善アドバイザー  
妹尾昌俊氏

### ② 働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開発・推進

**実績** 大学との共同研究で開発した研修を実施

「新任校長研修」3回、「校長研修」1回、管理職・主幹教諭対象の「みんなの働き方フォーラム」において、共同研究で開発した研修を実施。

令和2年度予定 研修を活用した実践校をさらに広げていく。

事務局の具体的な取組

**目的** 新任校長として自校を「教職員が働きやすく、学びやすい環境」にするために

新任校長研修：4月17日（第1回）

主な内容

- ① 横浜市の教職員の働き方の現状と自校の現状
- ② 「サーベイフィードバック」とは
- ③ 自校での取組に向けて

学校で実践

- ★プロジェクトチーム結成
- ★教職員に働き方アンケートを実施

新任校長研修：6月7日（第2回）

主な内容

- ① 自校のアンケート結果を知る
  - ② 具体的な進め方を考え、準備
- 「サーベイフィードバックのための「データプレゼン」作成

学校で実践

- ★プロジェクトチームで話し合い
- ★職場全体で話し合い
- ★改善策の決定・周知
- ★実行

第3回研修（10月25日）へ

「働き方改革通信:Smile」No.2(6月号)より抜粋

**成果**

★アンケート結果 ※研修後アンケート実施「あてはまる」「ややあてはまる」を肯定的回答とする。

- (1) 研修参加者の満足度「満足度」96%「現場で生かせる」93.7%と肯定的回答
- (2) 校内の雰囲気の変化「研修を通して職場に、働き方の改善に前向きな風土が生まれた」80.9%  
「研修を通して働き方の改善を自分ごとと捉える教職員が増えた」74.5%
- (3) 86校の時間外労働の変化  
「研修事前事後で月あたりの4.6時間の時間外労働時間が削減」「前年度同月の数字と比較して、5.3時間の削減」（ともに速報値）

「みんなの働き方フォーラム」

シンポジウム：実践事例から考える働き方改革の鍵

**師岡小学校** 「無理なく働き続けるためのプロジェクト」

- 「持続可能な働き方プロジェクトDVD」を観て、人生を考えるきっかけに
- 職員の思いを見える化することで、課題を共有
- 時間を守ることを実践して、意識を作る
- 改革は、短期と長期の2通りで
- 改革を継続する



**小田中学校** 「持続可能な働き方」  
= 教職員自身の意識改革とスキルアップ

- データ(教職員アンケート)をもとに課題解決のヒントを出し合う  
すぐできること・できないこと、誰が(どこが)、いつまでに提案するのかがわかると、動いていく
- データから授業研究・改善のための時間が必要であるとわかり、より一層授業改善意識が高まった

「働き方改革通信:Smile」No.11(3月号)より抜粋

校長  
校長代理

教 育 長

### 市立学校における一斉臨時休業等に係る今後の対応について（通知）

国の緊急事態宣言の発令と、神奈川県からの要請を踏まえて、現在、令和2年4月8日付教小企第155号通知により、5月6日（水）まで一斉臨時休業としております。

緊急事態宣言の延長または解除の方向性については、明らかになっておらず、国の決定やそれを受けた県からの要請が5月の連休中になる可能性があります。

このような状況の中で、4月24日（金）に神奈川県教育委員会から「国の緊急事態宣言が延長された場合には、県立学校の臨時休業期間を延長する」、「緊急事態宣言が解除された場合であっても、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開とすることなど、様々な事態を想定し検討を進めている」とする旨の通知が発出されました。

については、市教育委員会としても、県と同様に次のとおりの対応方針とし、遅くとも5月6日（水）に改めて通知しますので、各学校においては、いずれの状況にも対応できるよう、必要な準備を進めるようお願いいたします。

なお、いずれの案の場合でも、5月7日（木）・8日（金）の教育活動の再開はありません。

#### 1 緊急事態宣言を受けた本市の今後の対応について

##### （A案）緊急事態宣言の期間が延長となった場合

臨時休業期間も同様に延長します。

##### （B案）仮に緊急事態宣言が解除され、学校教育活動を段階的に再開するとした場合

準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校などの段階的な再開とします。具体的な再開時期については、別途通知します。

※ 5月7日（木）・8日（金）は、緊急受入れ・校庭開放については、これまでと同様、実施をお願いします。取扱いについては変更ありません。臨時休業期間を延長した場合にも同様をお願いします。

## 2 給食・昼食について

小学校における給食及び中学校における昼食(ハマ弁を含む)は、学校が再開された場合であっても、当面の間実施を見合わせます。給食・昼食の再開については別途お知らせします。また、これに伴い、5月7日(木)以降としていた5月分給食物資の納品は中止します。

なお、特別支援学校においては休業継続の場合、緊急受入れによる給食の提供の可能性があるため、現在、発注している給食物資の取り消しをする必要はありません。今後のことについては、別途お知らせします。

## 3 臨時休業期間中の対応について

各学校においては、引き続き、5月8日(金)までの臨時休業期間中の児童生徒の学習保障に取り組んでいただきますようお願いいたします。なお、学習動画のインターネット配信とtvk(テレビ神奈川)による放送は5月7日(木)・8日(金)も継続いたします。tvkの番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

また、教職員各自が児童生徒の模範となるべき立場であることを自覚し、率先して感染予防の取組を徹底する必要があります。教職員に対し、5月の連休中の外出自粛の徹底をお願いします。

## 4 5月11日(月)以降の方向性について

5月7日(木)以降の緊急事態宣言に関する国及び県の方向性が判明した翌日、あるいは遅くとも5月6日(水)までに、改めて通知いたします。

連休中のお知らせになる可能性に鑑み、自宅のPC及びスマートフォンからも確認できるよう以下のアドレスにも通知文を掲載しますので、ご承知おきください。

外部向けYCANweb:<https://ycan.city.yokohama.lg.jp/>

教育委員会事務局>小中学校企画課のページ

※ 上記ページ以外に、市民向けとして、市webページでも方向性の概要について、公表する予定です。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/hoken/rinijkyugyo.html>

担当：小中学校企画課 電話 671-3266

教育政策推進課 電話 671-3243

教職員労務課 電話 671-3247

教育課程推進室 電話 671-3732

高校教育課 電話 671-3272

特別支援教育課 電話 671-3958

健康教育課 電話 671-4147

教委第7号議案

令和2年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

令和2年度横浜市教科書採択の基本方針を次のとおり策定する。

令和2年5月1日提出

教育長 鯉渕 信也

#### 提案理由

教科用図書の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和2年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

令和2年5月日  
横浜市教育委員会

## 令和2年度横浜市教科書採択の基本方針（案）

（前文）

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和2年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

### 1 教科書の採択について

(1) 令和2年度は、次の教科書を採択する。

- ア 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、  
中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア  
イ 高等学校附属中学校において令和3年度から令和6年度に使用する教科書  
イ 高等学校において令和3年度に使用する教科書  
ウ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和3年度に  
使用する教科書

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

## 2 採択の基本原則

### (1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

### (2) 教科書の調査研究

教科書目録に記載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

### (3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

### (4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

## 3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン 2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。



[高等学校]

- (4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

#### 4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

#### 5 調査研究について

- (1) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

審議会は、中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行う。

(2) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(3) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び「令和3年度用一般図書一覧」に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種類や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「令和2年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。

#### 調査項目

##### 採択の観点(1) 【関係法令】

- ①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。

##### 採択の観点(2)

###### 【横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】

- ①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。
- ②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ④「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。
- ⑤持続可能な開発目標（SDGs）\*の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。
- ⑥地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

##### 採択の観点(3) 【体裁等】

- ①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。
- ②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

\*2015（平成27）年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を含む、国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

教委第8号議案

横浜市教科書取扱審議会への諮問について

横浜市教科書取扱審議会への諮問を次のとおり行う。

令和2年5月1日提出

教育長 鯉渕 信也

#### 提案理由

義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和3年度から令和6年度に使用する教科書、高等学校において令和3年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和3年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。

(案)

令和2年月日

横浜市教科書取扱審議会

横浜市教育委員会

### 横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和3年度から令和6年度に使用する教科書
- 2 高等学校において令和3年度に使用する教科書
- 3 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和3年度に使用する教科書

(理由)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「令和2年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

1 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

審議会は、中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行うこと。

2 高等学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書

の報告を各学校長に求めること。

3 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び「令和3年度用一般図書一覧」に登載された一般図書について、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会には各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。

4 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子ども姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。

5 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。



横浜市教育委員会教育長 鯉淵信也様  
横浜市教育委員会教育委員各位



受理番号 21

2020年3月26日

## 教科書採択手続きおよびその運用に関する要望書

横浜教科書採択連絡会

要望書提出代表 佐藤 満喜子

連絡先 横浜市中区尾上町

### 要望項目

#### (1)教科書の調査・研究について

市内各小学校・中学校の多数の教員が教科書調査研究を行い、学校ごとの調査研究が報告できるよう条件を整え、その研究結果を尊重すること。

また、教科書調査員には学校現場から幅広く教員を当て、校長・指導主事は除くこと。

#### (2)教科書展示会について

教科書展示会で出された意見を採択に反映させること。その際、アンケートを書きやすくするため、現行用紙を A4 サイズに変更しアンケートの自由記入スペースを拡大するとともに、記入事項への制限を付けないこと。FAX による受付も考慮すること。

また、教科書展示会に多数の教員・保護者・市民が参加できるよう十分な展示会場スペースを確保するとともに、机・椅子・筆記具なども十分用意し、待ち時間なく意見が書けるように工夫する。

#### (3)観点・評価基準について

関連法規、学習指導要領等の内容のうち、特定の項目や、特定の価値観を重視して採択しないこと。観点や評価基準の策定は、児童・生徒の人格形成のために必要な項目・基準内容を満たすものとし、市内各学校の児童・生徒の学習実態に基づいて行うこと。また、特定の教科書や価値観を有利に導くことのないよう配慮すること。

#### (4)教科書取扱審議会の公開について

教科書取扱審議会は市民に傍聴させ、広く公開すること。傍聴者には審議資料を配付すること。

#### (5)記述内容の正確性調査について

教科書調査員等による調査報告書や審議会答申は、教科書の記述が学問的真理・真実に基づいて正確に記述されているか否か充分調査した上、公正・公平に評価・作成して、充分説明責任が果たせる内容であること。

#### (6)答申について

採択にあたっては、教科書取扱審議会の答申を尊重すること。審議会の答申の主旨と異なる教科書を採択する場合には、市民が納得できる合理的な理由を説明すること。

#### (7)採択の審議・採決について

採択の審議・決定を行う教育委員会審議は全て公開して、採決にあたっては誰がどのような理由でどの教科書を選んだかということを明らかにするとともにその審議を深めて全員の合意をめざすよう努力すること。採択は挙手採決とし、説明責任が不明となる無記名投票は止

めること。

(8)採択関連情報の公開について

採択を審議した毎回の教育委員会と教科書取扱審議会の終了後、速やかに全ての文書・資料・会議録を公開すること。また、任命後、速やかに全ての関係委員名簿、調査員名簿を開覧公開すること。

(9)採択の審議・決定の会場について

採択審議・決定の教育委員会議は、広い会場で審議を行い、傍聴定員を弾力的に運用して市民の傍聴希望に応えること。

(10)付属中学校の採択について

横浜市立南高等学校附属中学校の採択は、その学校の特色にそって学校の調査研究を行い、その学校の意見を基に採択すること。

(11)採択地区について

採択地区については、市内を行政区ごとの採択地区に戻すこと。

### 要望理由

- (1) 教科書は、国定教科書への反省に立ち、複数の種類の教科書から「学校、児童、生徒、地域等の特性を考慮して採択する(神奈川県教育委員会 2019 年度使用教科用図書採択基準)」よう指導されています。横浜市内の学校や生徒、地域の特性を最も知りうるのは、地域の学校にあって日々子どもたちに接している各学校の教員であることはいまでもありません。また、閣議決定や文科省通知(「教科書採択の改善について」文初教第 454 号)では、教科書の採択の調査研究に当たる教員の数が増えるのは望ましいこととされてきました。教科書を教員が選ぶことは世界の常識であり(ILO・ユネスコ『教員の地位に関する勧告』)、多くの教育委員会では、教科書調査員報告だけでなく、教員による学校ごとの実態を踏まえた調査研究も参考にしています。

横浜市教育委員会が教科書を使う側の声を聞かずに採択していることは、市民にとって不安があります。さらに教科書取扱審議会を構成する教員の委員や実態調査員が、管理職や指導主事に偏る傾向が見られます。また教科書調査員は、他の地域では教員だけで構成しますが、横浜の場合は、近年は校長・指導主事が加わるようになり、上司の影響や自由な論議の実現に懸念があります。

市内の特性を考慮して、最も適正な教科書を選定するためには、教員による学校ごとの教科書調査研究を行い、その意見を尊重することが必要です。

- (2) 貴教育委員会の教科書展示会参加者集計結果によれば、中学校教科書採択の 2015 年度は、中学校教員参加者は市内 145 中学校中 32 人、初めての中学校道徳教科書採択の 2018 年の中学校教員参加者は 12 人、2019 年の中学校教員参加者は 14 人しかいませんでした。県内では異例の少なさです。これは、要望項目 (1) の通り、横浜市では、採択手続き上、各学校の教員は採択のための調査研究に関わることができないことが、第 1 の原因と思われます。しかも折角の教科書研究の場である展示会への教員の参加については、以前は教員への研修としてあった時間・費用の保障が、現在はなされていません。2019 年は各教科研究会の席上で見本本閲覧が行われたものの、教科書についての意見は 7 6 通に留まっています。展示会については、期間

が短く、市民が参加しにくい会場もあります。教員や保護者・市民がより参加しやすい環境を整えることを求めます。

- (3) 教科書採択にあたって、教育基本法や学習指導要領の内容は、すべて必要なことがらとして扱うべきものとされています。したがって法規や指導要領の中から、特定の項目を選んで重視することや、内容・項目によって重視したり軽視したりして扱いを変えることは、公正な教育行政とはいえず、許されない行為です。

また、2015年の中学校教科書採択の観点は、2011年に採択された歴史・公民教科書（育鵬社版）が、2011年の採択時に審議会答申で評価されなかった観点を軒並み削除して、設定されていました。このためこの社の教科書の評価が一気に高くなり、再び採択されましたが、不自然な観点設定に疑問が残りました。

- (4) 横浜市では、取扱審議会の審議は全て非公開とされています。しかし、教科書採択の公正確保には、情報公開、会議公開を徹底することが求められています。横浜市でいうところの取扱審議会にあたる会議を公開したり、採択期間中でも調査員報告や答申を公開するようになった教育委員会もあります。

- (5) 2009年に採択された歴史教科書のうち自由社版歴史教科書には、客観的事実の間違いや、編集ミスが過去に例のないほど大量に(数百箇所を指摘した調査資料もあります)あることが、研究者や教育専門家から指摘されています。巻末の歴史年表は他社教科書からの盗作であった事実も判明しました。しかし自由社は、2010年の使用開始半年後に、誤りのうち写真の裏焼き等8カ所を訂正しただけでした。その後の2011年度の供給本については、十分な訂正期間があったにも関わらず、残りの間違いはそのまま生徒に渡しています。

神奈川県教育委員会は、「同じ学校の同じ教育課程で学ぶ」教科書で「同一の歴史的対象について、学年によって異なる記載内容で学習している。」(中略)「その結果、生徒の学習活動に大きな支障をきたし、あわせて、高等学校の入学選抜における、学力検査の問題作成にも影響を及ぼすこととなる。」との理由を挙げて、「教科書発行者に対する給付済み図書の記事、内容に関する訂正申請の勧告実施を求める要望書」を文部科学大臣に提出しました。しかしこの教科書を選んだ責任者である貴教育委員会は、発行者や使用する学校への訂正要請も生徒への救済措置・工夫等も行わず、約2万7千人の生徒は多数の間違いが掲載された教科書で学ばざるを得ない状況におかれ、正しく学ぶ機会を得られないまま卒業していきました。貴教育委員会の不作為は、行政の放棄同然です。

検定は校正を目的とした手続きではありませんので、採択にあたっては教育委員会が見本本調査研究等で内容の正確性を吟味し、正確性を欠く教科書を採択することのないよう求めます。

- (6) 横浜市教科書取扱審議会は、「横浜市教育委員会が行う教科書の取扱いについて適正を期するため」(横浜市教科書取扱審議会条例第1条)に設置されています。ところが、2009年度中学校教科書採択以来、教育委員会が市条例に基づいて自ら設置した審議会の答申を無視して、教科書を選んでいる教科がいくつかありました。

さらに2015年度以後の採択では、採決で同数になった教科について教育長が専決で教科書を決定しましたが、何の再審議も理由説明もなく、答申の評価を無視した教科書が選ばれたこともありました。適正、公正な教科書採択を行うためには、審議会が適正、公正な内容の答申を行うこととともに、その答申を教育委員会が尊重するよう求めます。

(7) 教科書採択については、文科省が毎年「開かれた採択を一層推進するなど」改善に努めるよう通知しています。2011年度から神奈川県教育委員会の教科書採択通知は、「開かれた採択」についての項目を、さらに踏み込んだ内容に改訂しています。

しかし、横浜市では2009年度の採択から、理由も説明もなく無記名投票が導入されました。無記名投票は、公職である教育委員の判断や責任を永遠に闇に葬り、「開かれた採択」に背を向ける行為です。従来への公開の挙手採決から、不明朗な無記名投票へ変更したのでは、適正、公正な採択の確保は困難です。

また、審議において、いまだに一部の委員が教科書名を伏せたまま発言しています。こんな審議は、横浜市だけです。教科書名をきちんと挙げた審議を求めます。

(8) 採択が適正、公正に行われたことの証明と説明責任を果たすためには、情報を公開し透明性を確保することがまず必要です。貴教育委員会は、従来は採択教科書決定後直ちに、採択関係の調査員名簿・調査報告書、審議会委員名簿および会議録・答申などの文書を閲覧可能な形で市民に公開してきました。ところが2010年度採択では、調査員名簿を開覧可能な文書から削除し、情報公開請求においても非公開にしました。(7)の要望理由同様、極めて不明朗な行為です。この非公開処分は、情報公開審査会でも、横浜地裁における訴訟でも非公開は不当とされ、貴教育委員会に対して公開に努力して市民への説明責任を果たすよう求める意見が判決文で示されました。

その後、全国各地で教科書採択の情報公開請求や情報公開審査会への異議申立が行われ、現在では教育委員会の会議録だけでなく、選定委員会の答申や会議録、調査員の報告書などが、採択途中でも随時公開されるようになりました。

(9) 教科書採択についての市民の関心は強く、また「開かれた採択」を実現するため、県内各教育委員会は、傍聴希望者全員が採択決定審議の傍聴が可能となるよう、定員にこだわらず入室を認めたり、臨時に広いホール会場で開催するなどの工夫をしています。全国一の政令市・370万人都市の横浜において、貴教育委員会は傍聴を定員20名しか認めず、傍聴抽選にもれた希望者を開港記念会館等に收容し、動画中継を見せています。以前の音声の中継に比べれば一歩前進といえ、評価できますが、撮影の角度が固定されていることもあり、審議の全容を傍聴者が知る上では不十分です。誰がどのように発言しているのかもわかりません。これでは傍聴したことにはなりません。採択審議、決定の教育委員会議は、希望者全員が傍聴できるよう、広い会場で開催することを求めます。

(10) 横浜市立南高等学校附属中学校は県立中等教育学校同様、学校の設置目的が明確にうたがわれています。学校の特色にふさわしい教科書を採択するため、県立中等教育学校と同様の手続きにならうことを求めます。

(11) 横浜市の1採択地区化は、政令市の採択地区分割を求めた「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」16条の立法趣旨に反し、全国に類のない巨大市場と画一化教育をもたらしています。大阪市は、横浜市の後に行った1地区化を見直し、4採択地区に分割しました。1地区化の効果は見いだせません。行政区ごとの採択区に戻すことを求めます。

以上



受理番号 /

横浜市教育委員会  
教育長 鯉淵 信也様

2020年4月2日

## 2020年中学校教科書採択に関する要望書

日頃の教育行政へのご尽力に感謝と敬意を表します。

2019年8月に実施された横浜市教育委員会(市教委)による小学校教科書採択において、中学校教科書については、新学習指導要領の全面实施を2021年度に控えていることや、教科書取扱審議会の答申を尊重するなどとして、2020年度1年間は全教科書の継続使用を決めました。

その審議過程で宮内孝久前委員から、「育鵬社の歴史と公民教科書に関して毀誉褒貶相半ばするといふか、評価が分かれていることを認識しております。更にこの1年間、じっくり話し合う、議論することが望ましい」、大場委員からも、「来年以降、しっかりと判断していきたい」旨の発言がありました。

市教委は2009年に自由社版歴史教科書、2011年と2015年は連続して育鵬社版の歴史と公民教科書を採択いたしました。

自由社版、育鵬社版共に「新しい歴史教科書をつくる会」系(「つくる会」系)が作成する教科書です。

市教委は三期にわたって「つくる会」系教科書を採択し、これらの教科書で「歴史」と「公民」の教育を受けている生徒は現在12歳～23歳にわたる26.2万人にも及びます。

もの造り会社で育った教育界の門外漢の私でも、育鵬社版教科書は20世紀前半の日本の負の歴史を日本に都合よく記述し、日本国憲法を正しく教えず、あまつさえ憲法改正の必要性を唱えるという偏向性を感じる教科書です。

全国20政令市と東京23区を見ても、自由社版歴史教科書採択は横浜市のみ、2011年育鵬社版採択は横浜市と大田区のみ、2015年育鵬社版採択は横浜市と大阪市のみ、三期続けて「つくる会」系教科書の採択は横浜市のみです。

2015年の育鵬社版教科書の全国採択率は約6%で、うち約6割は横浜市が占めます。

横浜市を除く全国採択率が3%にも満たない育鵬社版教科書が果たして国際文化都市横浜市の子どもたちに手渡すにふさわしい教科書なのか、教科書採択当日の審議だけは不十分なので、「1年間じっくり話し合い、議論することが望ましい」という趣意が、宮内前委員と大場委員の貴重な提言ではないでしょうか。

市教委として、お二人の提言に応えることはたいへん重要と考えますので、以下要望いたします。

### 要望事項

2020年夏に行われる中学校教科書採択に当たり、育鵬社版の「歴史」と「公民」教科書が、国際文化都市横浜の生徒たちに手渡すにふさわしい教科書なのか否か、時間をかけてじっくり話し合い、論議してください。

提出者氏名

住所: 〒230-0063

横浜市鶴見区鶴見

電話・Fax: